

介護予防短期入所生活介護事業所尚和寮運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長野市社会事業協会（以下「協会」という。）が設置する介護予防短期入所生活介護事業所尚和寮（以下「尚和寮」という。）が実施する介護予防短期入所生活介護事業（以下「介護予防生活介護事業」という。）の適正な運営を確保するために、運営管理等について必要な事項を定め、要支援状態にある者（以下「利用者」という。）に対し適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 尚和寮の職員は、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の支援、機能訓練を行い、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図れるよう、利用者の立場に立った介護予防生活介護事業を提供するものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の人権の擁護及び虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

3 介護予防生活介護事業の実施に当たっては、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(名称及び所在地)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称 尚和寮

所在地 長野市松代町東条94番地1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 職員の職種、員数及び職務内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 寮長（管理者）

ア 施設の管理、職務全般の総括及び職員の指揮監督に関すること。

イ 事業計画、予算に関すること。

ウ 利用契約に関すること。

エ 非常災害に関すること。

オ 関係機関への報告及び連絡に関すること。

(2) 次長（理事長が必要と認めるときは、置くことができる。）

ア 寮長の職務を補佐し、所管の事務を掌理する。

イ 所属職員を指揮監督するとともに、業務の調整に関すること。

(3) 主任（理事長が必要と認めるときは、置くことができる。）

業務の総括及び職員間の連絡調整に関すること。

(4) 生活相談員 1人以上

利用者又はその家族からの相談に応じるとともに、必要な助言その他の支援に関すること。

(5) 看護師 1人以上

ア 利用者の保健衛生に関すること。

イ 利用者の看護に関すること。

ウ 医師の指示を受け診療に関する処置をすること。

- エ 医療器具、薬品及び衛生材料の受払い及び管理に関すること。
- オ 看護日誌その他の必要な記録に関すること。
- (6) 介護員 12人以上
 - ア 利用者の日常生活の支援、介護に関すること。
 - イ 利用者のケース記録等の整備に関すること。
 - ウ 利用者に支給する日常生活用品、慰問金品等の検収、保管、配分に関すること。
- (7) 栄養士 1人以上
 - ア 栄養の指導改善、献立計画及び献立表の作成に関すること。
 - イ 給食業務委託業者との連絡調整及び委託先の調理員等の指導に関すること。
 - ウ 給食器具の購入、検収及び受払いに関すること。
 - エ 日誌その他必要な記録に関すること。
- (8) 機能訓練指導員 1人
 - 入所者の生活機能の改善又は維持のための機能訓練に関すること。
- (9) 書記 1人以上
 - 他の職員の職務に属さない事務に関すること。

(診療等の実施)

第5条 協会と医療機関とで診療、健康診断等の委託契約を締結して利用者の診療、健康診断、疾病予防等に関する業務を行うものとする。

- 2 事業所は、感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。
- (1) 感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(介護予防生活介護事業の内容)

第6条 尚和寮が利用者に提供する介護予防生活介護事業の内容は、併設型介護予防短期入所生活介護に該当するサービスとする。

- 2 介護予防生活介護事業は、心身の状況又は家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由若しくは家族の身体的、精神的な負担の軽減を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支援が必要である者を対象に提供するものとする。

(送迎の実施地域)

第7条 長野市全域とする。

(利用者から受領する利用料その他費用の額等)

第8条 利用者から受領する利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスに該当する介護予防短期入所生活介護サービスを提供したときは、利用料として介護報酬額の利用者負担の割合額とする。

- 2 食事及び滞在に係る費用負担は、利用者の負担区分が第1段階から第3段階までは告示上の負担限度額とし、第4段階以上については重要事項説明書に定める額とする。
- 3 日常生活に係る費用は実費額とする。
- 4 第2項及び第3項に係る費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該

サービスの内容及び費用について説明し、同意を得るものとする。

(利用者の定員)

第9条 利用者の定員は、8人とする。

(尚和寮利用に当たっての留意事項)

第10条 寮長は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員及び居室定員を超えて入所させてはならない。

2 利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲料水については、衛生的な管理に努めるものとする。

3 感染症の発生防止と蔓延しないよう必要な措置を講じるものとする。

4 利用に当たっては、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいよう懇切丁寧に指導又は説明を行うとともに、利用者の心身の状態を踏まえて、日常生活に必要な支援を適切に行い、相当期間継続して入所する利用者については、介護予防短期入所生活介護計画に基づき、機能訓練及び日常生活を行う上で必要な支援を行うものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条の2 尚和寮の利用にあたっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 火気の取り扱いに注意し、所定の場所以外では喫煙しないこと。
- (2) 建物、備品その他の器具を破損若しくは持ち出さないこと。
- (3) けんか、口論又は暴力等他人の迷惑になることをしないこと。

(緊急時等における対応方法)

第11条 職員は、介護予防生活介護事業を提供中に利用者に病状の急変等が生じたときは、速やかに医療機関及び家族に連絡する等の必要な措置を講じるとともに寮長に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 寮長は、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、防災計画を作成するとともに、消防法第8条に規定する防火管理者を設置する等次の各号に掲げる対策を行うものとする。

- (1) 防火管理者は次長とし、火元責任者には各室担当職員を当てるものとする。
- (2) 始業時、終業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行うものとする。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼して行い、点検の際は、防火管理者が立ち会うものとする。
- (4) 非常災害設備には、常に有効に保持するよう努めるものとする。
- (5) 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、あらかじめ自衛消防隊を編成して、任務の遂行に当たるものとする。
- (6) 防火管理者は、所轄消防署、地域住民と連絡を取り、毎年定期的に避難、誘導、通報、消火等に関する訓練を、地域住民の参加が得られるよう連携を取りながら実施するものとする。
 - ア 防火教育及び基礎訓練（消火・通報・避難）年3回以上
 - イ 利用者を含めた総合訓練 年3回以上
 - ウ 非常災害用設備の使用方法的訓練 随時
- (7) 前号までに掲げるほか必要な災害防止対策についても必要に応じて対応できる体制を整えるものとする。

2 寮長は、非常災害が発生したときは、臨機の処置をとるとともに理事長に報告し、その指揮を受けるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に基づき必要な措置を講ずる。

2 事業所は職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行う。

(苦情解決)

第14条 利用者等からの苦情は、協会苦情解決に関する規程に基づいて解決するものとする。

(虐待等の防止及び禁止)

第15条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号の措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第16条 事業所は利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

2 事業所は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その時の状況、日時、利用者の心身の状況及び理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(職場におけるハラスメントの防止)

第17条 事業所は、性的又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要な範囲を超えるものにより、職員の就業環境が害されることがないように、法人の指針に基づき必要な措置を講ずる。

(その他運営に関する留意事項)

第18条 尚和寮は、職員の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとする。

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。退職した後も同様とする。

3 尚和寮は、見やすい場所に運営規程、職員の勤務体制、サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。ただし、重要事項を記した書類を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者が自由に閲覧できる状況にある場合は、掲示に代えることが出来る。

4 尚和寮は、職員、設備、備品及び会計に関する書類を整備するものとする。

5 施設は、利用者に対するサービスの提供に関する書類を整備し、当該サービスを提供した日から協会文書取扱規程で定める期間保存するものとする。

6 尚和寮は、提供するサービスの質の評価を行い、その改善に努めるものとする。

(委 任)

第19条 この規程に定めるもののほか運営管理について必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。